

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

1 主 旨

国は、令和元年10月の消費税率10%の引き上げによる増収分を活用して、令和元年度に、平成27年度から一部実施している低所得者保険料の更なる軽減強化を実施したことから、区においても令和元年第1回区議会臨時会において世田谷区介護保険条例の一部改正し、低所得者保険料の軽減強化を図った。

令和元年度は、消費税率10%の引き上げによる増収分を活用した財源が半年分のみであったため、国は保険料軽減の完全実施の2分の1の減額幅の基準を定めた。

令和2年度からの消費税率10%引き上げ通年化に伴い、国は保険料軽減の完全実施の基準までに減額幅を拡大させる基準を定めるため、令和2年3月30日付「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(令和2年政令第98号)」を公布及び施行した。こうした状況を踏まえ、区においても、低所得である第1号被保険者の保険料軽減強化を行うため、世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例を、令和2年第1回区議会臨時会に提案する。

2 改正内容

給付費の50%の公費負担とは別枠で公費(国1/2、都1/4、区1/4)を投入し、保険料の軽減強化を行う。

令和2年度の保険料軽減については、国は年度単位の保険料率を設定した。

国が示す保険料率に基づき算出している区の保険料についても、国の軽減強化を踏まえて、下表のとおり改正する。

<国及び世田谷区の保険料率及び保険料>

上段:保険料率/下段:保険料(円)

段階	国				世田谷区			
	本則	平成	令和		本則	平成	令和	
		30年度	元年度	2年度		30年度	元年度	2年度
国第1 (区第1・2)	0.50	0.45	0.375	0.30	0.50 38,700	0.45 34,830	0.375 29,025	0.30 23,220
国第2 (区第3)	0.75	0.75	0.625	0.50	0.65 50,310	0.65 50,310	0.575 44,505	0.50 38,700
国第3 (区第4)	0.75	0.75	0.725	0.70	0.75 58,050	0.75 58,050	0.725 56,115	0.70 54,180

※国は第6期介護保険料第2段階(区第3段階)の料率を0.65から0.75に変更しているが区では0.65を継承している。

3 施行期日

公布の日から施行する。なお、本改正内容は令和2年度分から適用する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

第7期における第1号被保険者の保険料段階と保険料率・年間保険料

段階	所得段階区分	国	世田谷区			人口 構成比
		保険料率[本則] ①平成30年度 ②令和元年度 ③令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
			保険料率[本則]/年間保険料(円)			
			(1)軽減後保険料率 (2)軽減後年間保険料(円)			
1	生活保護等受給者 老齢福祉年金受給者	0.50	0.50/38,700			2.7%
2		①0.45 ②0.375 ③0.30	(1)0.45 (2)34,830	(1)0.375 (2)29,025	(1)0.30 (2)23,220	
3	本人の合計所得金額と課 税対象年金収入額の合計 が80万円を超え120万円 以下の方	0.75	0.65/50,310			5.1%
4		①0.75 ②0.625 ③0.50	(1)0.575 (2)44,505 (0.50) (38,700)	(1)0.50 (2)38,700 (0.50) (38,700)	(1)0.50 (2)38,700 (0.50) (38,700)	
5	本人の合計所得金額と課 税対象年金収入額の合計 が120万円を超える方	0.75	0.75/58,050			5.2%
6		①0.75 ②0.725 ③0.70	(1)0.725 (2)56,115 (0.50) (38,700)	(1)0.70 (2)54,180 (0.50) (38,700)	(1)0.70 (2)54,180 (0.50) (38,700)	
7	本人の合計所得金額と課 税対象年金収入額の合計 が80万円以下の方	0.90	0.90/69,660			14.2%
8	本人の合計所得金額と課 税対象年金収入額の合計 が80万円を超える方	1.00	1.00/77,400 (月額6,450)			8.2%
9	合計所得金額が120万円 未満の方	1.20	1.15/89,010			10.0%
10	合計所得金額が120万円 以上200万円未満の方	1.30	1.25/96,750			10.9%
11	合計所得金額が200万円 以上300万円未満の方	1.50	1.40/108,360			10.1%
12	合計所得金額が300万円 以上400万円未満の方	1.70	1.60/123,840			5.8%
13	合計所得金額が400万円 以上500万円未満の方		1.70/131,580			3.1%
14	合計所得金額が500万円 以上700万円未満の方		1.90/147,060			3.2%
15	合計所得金額が700万円 以上1,000万円未満の方		2.30/178,020			2.3%
16	合計所得金額が1,000万円 以上1,500万円未満の方		2.70/208,980			1.8%
17	合計所得金額が1,500万円 以上2,500万円未満の方		3.20/247,680			1.4%
18	合計所得金額が2,500万円 以上3,500万円未満の方		3.70/286,380			0.6%
19	合計所得金額が3,500万円 以上の方		4.20/325,080			1.1%

※網掛け部分の()内の数字は、本人申請に基づく世田谷区独自減免後の保険料率及び年間保険料

【参考】第 7 期 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より抜粋

第 1 号被保険者の保険料について

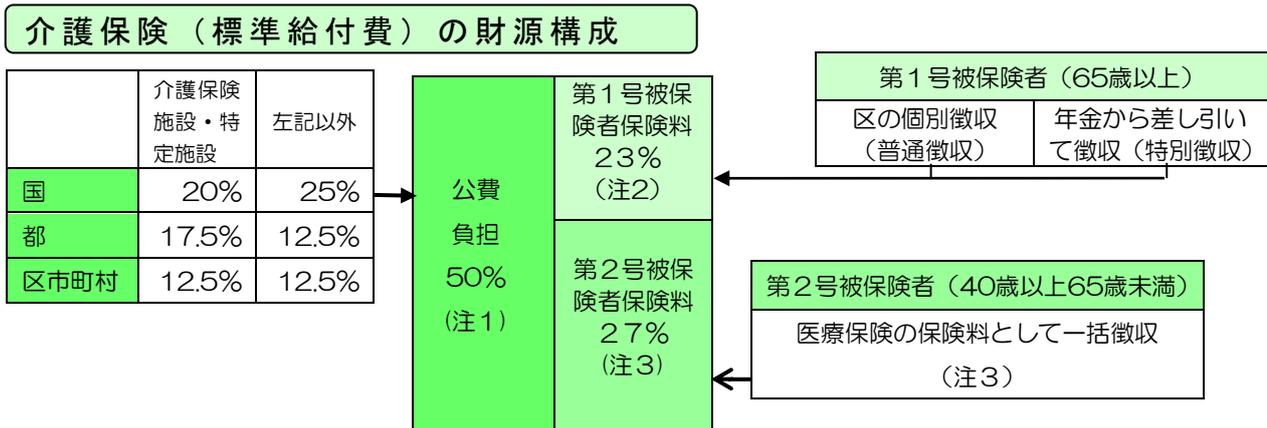
平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの第 1 号被保険者数と要介護認定者数の見込み、標準給付費及び地域支援事業費の推計、国が示す保険料算定に必要な係数等をもとに設定しました。

① 財源構成と第 1 号被保険者保険料の仕組み

介護保険サービスに係る費用は、原則として 1 割、2 割または 3 割（平成 30 年 8 月から）が自己負担となり、残りが介護保険でまかなわれます。

介護保険の財源は、国・都・区の公費と、65 歳以上の第 1 号被保険者、40 歳から 64 歳の第 2 号被保険者の保険料でまかなわれています。保険者（区）は、3 年間の計画期間ごとに必要な費用を見込み、所得段階別に第 1 号被保険者の保険料を設定することとされています。

第 7 期における財源構成は、全国の年齢別人口構成に占める高齢者割合の増加に伴い、第 1 号被保険者の負担割合が 22%から 23%に、第 2 号被保険者の負担割合が 28%から 27%に変更になっています。



(注 1) 国の負担分のうち、財政調整交付金として全国平均で 5%が各区市町村間の高齢者の年齢構成や所得分布に応じて交付されます。交付割合が 5%未満の場合は、差分が第 1 号被保険者の負担となり、5%を超える場合は、差分は第 1 号被保険者の負担軽減となります。

(注 2) 第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の負担割合は、国内の人口比により定められます。（介護保険の国庫負担金の負担等に関する政令第 5 条）

(注 3) 第 2 号被保険者の保険料は、医療保険者が徴収しますが、被用者保険間では加入人数割から総報酬割（報酬額に比例した負担）に変更されました。（平成 29 年 8 月から）

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(17) (省略)</p> <p>2 前項第1号から第4号までの規定にかかわらず、令和元年度における保険料の減額賦課に係る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号又は第2号に掲げる者 29,025円</p> <p>(2) 前項第3号に掲げる者 44,505円</p> <p>(3) 前項第4号に掲げる者 56,115円</p> <p>3 第1項第1号から第4号までの規定にかかわらず、令和2年度における保険料の減額賦課に係る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項第1号又は第2号に掲げる者 23,220円</p> <p>(2) 第1項第3号に掲げる者 38,700円</p> <p>(3) 第1項第4号に掲げる者 54,180円</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区介護保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(17) (省略)</p> <p>2 前項第1号から第4号までの規定にかかわらず、令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料の減額賦課に係る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号又は第2号に掲げる者 29,025円</p> <p>(2) 前項第3号に掲げる者 44,505円</p> <p>(3) 前項第4号に掲げる者 56,115円</p>